

大口定期預金

(平成 26 年 1 月 6 日現在適用中)

項 目	内 容
1. 商 品 名 (愛 称)	・ 自由金利型定期預金 (愛称：大口定期預金)
2. ご 利 用 先	・ 法人及び個人
3. 期 間	・ 定型方式 1 か月、3 か月、6 か月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年 ・ 満期日指定方式 1 か月超 5 年未満 ・ 定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
4. 預 入 方 法 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	・ 一括預入 ・ 1,000 万円以上 ・ 1 円単位
5. 払 戻 方 法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利 息 (1) 適 用 金 利 率 (2) 利 払 頻 度 (3) 計 算 方 法	・ 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ・ 預入期間 2 年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 預入期間 2 年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払いの前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第 4 位以下切捨て）により計算します。 ・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
7. 手 数 料	—
8. 付加できる特約事項	・ 個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.50% を上乗せした利率)
9. 中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、次の A. および B. の算式により計算した利率のうち、いずれか低い中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 なお、算出した中途解約利率は、解約日における普通預金利率を下回らないものとします。 ただし、中間払利息が支払われている場合は、その支払額と中途解約利息との差額を清算します。 A. 預入期間と約定期間に応じた以下の解約利率 (1) 1 か月もの、3 か月もの、6 か月もの、1 年もの、2 年ものの定型方式および 1 か月超 3 年未満の満期日指定方式 ・ 預入期間が 6 か月未満 解約日における普通預金利率 ・ 預入期間が 6 か月以上 1 年未満 約定利率×50% ・ 預入期間が 1 年以上 3 年未満 約定利率×70%

項 目	内 容
9. 中途解約時の取扱い	<p>(2) 3年ものの定型方式および3年超4年未満の満期日指定方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預入期間が6か月未満 解約日における普通預金利率 ・預入期間が6か月以上1年未満 約定利率×40% ・預入期間が1年以上1年6か月未満 約定利率×50% ・預入期間が1年6か月以上2年未満 約定利率×60% ・預入期間が2年以上2年6か月未満 約定利率×70% ・預入期間が2年6か月以上4年未満 約定利率×90% <p>(3) 4年ものの定型方式および4年超5年未満の満期日指定方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預入期間が6か月未満 解約日における普通預金利率 ・預入期間が6か月以上1年未満 約定利率×10% ・預入期間が1年以上1年6か月未満 約定利率×20% ・預入期間が1年6か月以上2年未満 約定利率×30% ・預入期間が2年以上2年6か月未満 約定利率×40% ・預入期間が2年6か月以上3年未満 約定利率×50% ・預入期間が3年以上5年未満 約定利率×70% <p>(4) 5年ものの定型方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預入期間が6か月未満 解約日における普通預金利率 ・預入期間が6か月以上1年未満 約定利率×10% ・預入期間が1年以上1年6か月未満 約定利率×20% ・預入期間が1年6か月以上2年未満 約定利率×20% ・預入期間が2年以上2年6か月未満 約定利率×30% ・預入期間が2年6か月以上3年未満 約定利率×40% ・預入期間が3年以上4年未満 約定利率×50% ・預入期間が4年以上5年未満 約定利率×70% <p>B. 次の式により計算した利率</p> $\text{約定利率} = \frac{(\text{基準金利} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ <p>※ 基準金利とは、中途解約日に預金の元金を証書（通帳）記載の満期日まで新たに預入した場合に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。</p>
10. 満期日以後の利息	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
11. 税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・利子に対して一律20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） ・マル優の取扱いはできません。
12. 金 利 情 報	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
13. 預 金 保 険 制 度	・本預金は、預金保険制度の対象となります。

＜当行が契約している指定紛争解決機関＞
全国銀行協会

連 絡 先 ： 全国銀行協会相談室

電話番号 ： 0570-017109 または 03-5252-3772